

社会福祉法人あさみなみ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさみなみの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬及び実費弁償費を優先し、この出席報酬等は支払わないものとする。

	報酬 (1回)	費用弁償 (1回)
理事会出席報酬等	1,653円	1,500円を上限とする交通費実額

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬及び実費弁償費を優先し、この出席報酬等は支払わないものとする。

	報酬 (1回)	費用弁償 (1回)
評議員会出席報酬等	1,653円	1,500円を上限とする交通費実額

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その勤務時間に応じて、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、その勤務した時間は出退勤カード等により証さなくてはならない。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により日当及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費 (1泊)	日当 (日額)	その他
実費	15,000円を上限とする実額	5,000円	実費

- 2 上表に挙げるその他の実費は領収署等の証拠諸票に基づいて後日清算するものとする。
- 3 旅費・宿泊費・報酬は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後精算するものとする。

(職員と兼務する役員)

第6条 法人の職員として給与等を受け取る役員は、職員としての勤務時間以外の本来業務を除く法人職務に限り、この規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 業 務 報 酬 等 (時間)	2,000 円	1,500 円を上限とする交通費実額	第6条適用
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000 円	1,500 円を上限とする交通費実額	